

令和2年10月2日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

社会問題・県土強靱化対策
特別委員会資料

目 次

I 防災・減災、国土強靱化対策の取組について

- 1 国土強靱化基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 神奈川県国土強靱化地域計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について・ 6
- 4 今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

参考資料 神奈川県国土強靱化地域計画

I 防災・減災、国土強靱化対策の取組について

1 国土強靱化基本法

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。

(1) 目的・基本理念

- ・ 大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進する。
- ・ 必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける。
(国土強靱化基本計画はその指針となるもの)

(2) 基本方針

- ・ 人命の保護が最大限図られる。
- ・ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- ・ 迅速な復旧復興を可能とする。
- ・ ソフト・ハードな施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制を整備する。
- ・ 自助、共助、公助の適切な組合せによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす。
- ・ 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る。

2 神奈川県国土強靱化地域計画

県では、国の動きに併せて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、神奈川県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定している。

(1) 目標設定

本県の国土強靱化を推進するにあたり、「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定めている。なお、各目標は、基本計画との調和を保つため、基本計画と同様としている。

ア 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

イ 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(2) 脆弱性評価

国が実施した評価手法等を参考に、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、これらの事態を回避するための、国土強靱化に資する施策を洗い出し、事態ごとに施策の課題を抽出した。

(3) 強靱化の推進方針

抽出した課題を踏まえ、基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」と、その事態を回避するための「施策」を整理した。

■神奈川県国土強靱化地域計画の概要

基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」	
	目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」
	起きてはならない最悪の事態を回避するための主な「施策」
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・建物の不燃化対策 等
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 <ul style="list-style-type: none"> ・民間大規模建築物の耐震化 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化 等
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設等の整備 ・津波避難に係る情報伝達体制の整備 等
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策 ・河川改修 等
1-5	大規模火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策 ・治山対策 等
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難に係る情報伝達体制の整備（再掲） ・県民等への情報発信体制の整備 等
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化及び給水体制の確保 ・医薬品、医療機器等の整備 等
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう等の整備 ・孤立化対策の推進 等
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・救助、救急体制の充実 等
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の整備（再掲） ・燃料の確保
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の防災意識の向上 ・帰宅困難者対策の推進 等
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の救護能力の向上 ・ 災害時医療救護体制の整備 等
2-7	<p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫体制の整備 ・ 広域火葬体制の強化 等
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	<p>矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備活動訓練の実施 ・ 警察署等の耐震化 等
3-2	<p>信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機等の安全性の確保
3-3	<p>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化（再掲） ・ 業務継続体制の確保 等
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-1	<p>電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線の地中化 ・ 輻輳への対策 等
4-2	<p>テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等への情報発信体制の整備（再掲） ・ 被災者支援に関する情報システムの構築 等
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5-1	<p>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の防災体制の確立
5-2	<p>社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の防災体制の確立（再掲）
5-3	<p>コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート防災対策
5-4	<p>海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の整備
5-5	<p>太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワーク機能の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋りょう等の整備（再掲） ・ 港湾の整備 等
5-6	<p>食料等の安定供給の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の整備（再掲） ・ 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6-1	<p>電力供給ネットワーク（発電箇所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時のガス供給体制の整備 ・ 自立、分散型エネルギーの導入促進 等

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化及び給水体制の確保（再掲） ・雪害に対する安全性の確保
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理機能の確保
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう等の整備（再掲） ・道路啓開、交通規制体制の整備 等
7	制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の不燃化対策（再掲） ・市街地の防災性向上 等
7-2	海上、臨海部の広域複合災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート防災対策（再掲）
7-3	沿線、沿道の建物崩壊による交通麻痺及び建物崩壊による二次被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策（再掲） ・応急危険度判定等の体制整備 等
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池等の整備 ・ダム施設等の管理 等
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等施設の安全対策
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・治山対策（再掲） ・森林の機能維持 等
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等への情報発信体制の整備（再掲）
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開、交通規制体制の整備（再掲） ・復興対策マニュアルの整備 等
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備 ・災害救援ボランティア活動の充実強化 等
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・復興対策マニュアルの整備（再掲） ・地籍調査の促進
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興	

が大幅に遅れる事態

- ・地下水採取の規制
- ・排水施設の整備 等

3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について

(1) 重要インフラの緊急点検について

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題が明らかになり、国民経済・国民生活を守る、又は人命を守るため、緊急性が認められるものについて、全国で点検が実施された。

(2) 3か年緊急対策について

ア 基本的考え方

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、次の観点から特に緊急に実施すべき、ハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

- 防災のための重要インフラ等の機能維持
- 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

イ 実施期間と達成目標

- 期 間 2018年度(補正予算)～2020年度の3年間
- 達成目標 防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、対策を完了(概成)または大幅に進捗させる。

(3) 本県の取組について

河川や道路等の重要インフラの緊急点検を集中的に実施し、市町村の要望も組み入れ、緊急度が高く、3か年で完了又は大幅に進捗する対策を中心に洗い出し、必要な対策を実施する。

(4) 各事業の取組状況について

ア 河川海岸事業の取組状況

(ア) 現在の取組

- 河川においては、ハード対策として、護岸、遊水地の整備等の河川改修や河道内の樹木伐採、堆積土砂撤去のほか、ソフト対策として、監視カメラの設置等を進めている。
- 海岸においては、高潮や津波に対して必要な護岸高を確保する等、施設の改良を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 氾濫の危険性が特に高い箇所における樹木伐採や堆積土砂撤去(永池川等)

- 防災上重要な施設の内水浸水被害を防止軽減するための河川改修（境川等）
- 円滑な避難のための危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設（田越川等）
- 高潮や津波に対する護岸改良（葉山海岸等）

イ 砂防事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 砂防えん堤等の整備や人命に関わるリスク情報を周知するための土砂災害警戒区域等の基礎調査等、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 避難路等を保全するための砂防えん堤等の整備（玉川等）
- 避難地や避難路等を保全するための急傾斜地崩壊防止施設の整備（堀内E等）
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査（横浜市等）

ウ 下水道事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 災害時にも下水処理の継続を可能とするため、処理場において停電時の電源確保や土木施設の耐震対策を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 非常用発電設備の設計・設置（酒匂川流域下水道左岸処理場等）
- 処理場内の水処理施設の耐震補強及び津波による放流口からの逆流防止ゲートの設置（相模川流域下水道左岸処理場等）

エ 道路・橋りょう事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 災害時にしっかり道路機能を維持できるよう、橋りょうの耐震対策や道路法面对策等を進めている。
- 現道が浸水想定区域や土砂災害警戒区域となっている路線については、災害時の代替路や回避する路線としてバイパス整備を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 道路法面对策（国道 134 号等）
- 津波などの情報を提供する道路情報板の停電対策（国道 134 号等）
- 無電柱対策（県道 30 号（戸塚茅ヶ崎））
- 津波や豪雨時の代替路となるバイパス道路の整備（県道 731

号（矢倉沢仙石原）南足柄市と箱根町を連絡する道路等）

オ 市街地再開発等事業の取組状況

市町村が実施する地籍調査の補助のほか、大規模盛土造成地の変動予測調査等を実施している。

カ 治山事業の取組状況

(ア) 現在の取組

- 荒廃した森林を復旧し、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備している。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 復旧治山事業（峰ノ沢（山北町））
- 緊急予防治山事業（酒水の滝下（山北町））

キ 自然公園事業の取組状況

(ア) 現在の取組

- 人命の保護や、自然環境の荒廃防止を目的として、緊急避難施設や歩道の整備、改修を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 大涌谷園地の緊急避難路等の整備（富士箱根伊豆国立公園）
- 避難小屋、歩道の改修（丹沢大山国定公園等）

ク 漁港整備事業の取組状況

(ア) 現在の取組

- 岸壁の耐震対策や津波などの情報を提供する道路情報板の設置等を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 岸壁の耐震対策（三崎漁港等）
- 道路情報板の設置（三崎漁港）

ケ 学校施設整備事業の取組状況

(ア) 現在の取組

- 「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）に基づき、耐震対策や老朽化対策等を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 県立学校の耐震対策（相模原養護学校）
- 県立学校のブロック塀に関する安全対策（瀬谷養護学校）

コ オフサイトセンター事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 横須賀・川崎両オフサイトセンターの浸水対策を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 横須賀・川崎両オフサイトセンターの浸水対策を実施

サ 病院事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 未耐震の災害拠点病院の耐震整備について支援している。
- 災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために必要な設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援している。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 相模原協同病院（建物補強）
- 国立病院機構横浜医療センター（自家発電装置等）

シ 水道事業の取組状況

(7) 現在の取組

- 浄水場や配水池、基幹水道構造物（ずい道、排水処理施設、水路橋）、基幹管路・幹線管路の耐震化事業、緊急時連絡管の整備を進めている。

(イ) 3か年の主な取組事業

- 浄水場等の耐震化事業（相模原浄水場等）
- 基幹水道構造物の耐震化事業（金沢ずい道等）
- 基幹管路・幹線管路の耐震化事業（小田原市域・秦野市域）
- 緊急時連絡管の整備（黒川配水池・千代ヶ丘排水塔連絡管）

4 今後の対応

- 9月黒岩知事が全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長として、国に対して3か年緊急対策の延長・拡充等に関する緊急要望を実施した。引き続き、全国知事会等と連携し、延長・拡充を求めていく。
- 引き続き、神奈川県国土強靱化地域計画に基づき、防災・減災対策にスピード感を持って取り組み、県民の安全・安心の確保に努めていく。